

報告第 25 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、裏面調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 9 月 24 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

議決を得た契約の変更調書

| 議案 番号 | 当初契約年月日 (変更年月日) | 件 名 [契約の相手方] | 金額変更(円) | | 増減率 (%) | 工期変更 | | 変更理由 |
|----------|--|--|---------|-------------|------------|-------|--------|---|
| | | | ①議決金額 | ②変更後金額 | | ①議決工期 | ②変更後工期 | |
| 66 | 1. 6. 24 令和元年 第2回足立区 議会定例会で 承認66号 | 特別養護老人ホーム六月外壁改修 その他工事 [株式会社渡喜建設] | ① | 204,600,000 | 3.04% | | | |
| | | | ② | 210,826,000 | | | | |
| | (処分日) 2. 7. 15 (契約変更日) 2. 7. 15 | | ③ | 6,226,000 | | | | (1) 排煙用サッシのオペレータBOX内部の劣化や腐食が著しいため、既存のBOXの交換が必要となった。 (2) 雨樋アルミカバーで隠ぺいされていた部分において、雨樋支持金物の受け材・外壁仕上タイル・手摺の欠如、アルミ笠木の腐食があったため、それぞれ雨樋支持用の鉄骨新設、外壁タイル仕上、手摺延長、笠木補修が追加が必要となった。 |
| 135 | 1. 12. 9 令和元年 第4回足立区 議会定例会で 承認135号 | 綾瀬小学校旧校舎その他解体工事 [御園・大淵建設共同企業体] | ① | 247,714,500 | 0.06% | | | |
| | | | ② | 247,852,000 | | | | |
| | (処分日) 2. 7. 28 (契約変更日) 2. 7. 28 | | ③ | 137,500 | | | | (1) 敷地の安全管理上、道路や隣地への雨水や土砂の流出を防ぐため、敷地周囲の塀等工作物を残置することとした。 (2) 表層地盤が予想外に軟弱で掘削時に水が湧出したため、既存鋼管杭の杭頭を指定長さにカットすることが困難となり、一定の深さに揃えてカットする必要性が生じた。 (3) 古い浄化槽や建築物基礎などの地中障害物を撤去する必要性が生じた。 (4) 廃プラスチック他多様な混合廃棄物が地中に埋まっていたため、処分の必要性が生じた。 (5) 解体後に発生土で埋戻しを行い地盤面の高さを確認した結果、搬入土は不要となった。 |

| 議案 番号 | 当初契約年月日 (変更年月日) | 件 名 [契約の相手方] | 金額変更(円) ①議決金額 ②変更後金額 ③変更金額 | 増減率 (%) | 工期変更 ①議決工期 ②変更後工期 | 変更理由 |
|----------|---|---|--|------------|---------------------------|---|
| 60 | 1. 6. 24 令和元年 第2回足立区 議会定例会で 承認60号 | 新田学園新校庭その他工事 [東京三田組・太和工業建設共同 企業体] | ① 609, 400, 000 | | ①R1. 6. 25～ H32. 3. 13 | |
| 56 | 2. 2. 28 令和2年 第1回足立区 議会定例会で 承認56号 | | ② 729, 949, 000 ③ 120, 549, 000 | 19. 78% | ②R1. 6. 25～ H32. 7. 31 | (1) 防球ネット範囲の拡大、フェンスの高さ変更及び開閉式門扉を追加する。 (2) 施設の安全性を高めるため、更衣室棟の放送室、倉庫を守衛室、運転手控室、主事室へ変更し、それぞれに空調、電気設備を設置する。 (3) 防犯カメラを増設する。 (4) 土壌汚染追加対策として、施工中の汚染対策範囲から地下水による汚染拡大を防止するため遮水壁を設置する。 (5) 土壌汚染対策の必要範囲拡大により処分土量を増加する。 |
| | (処分日) 2. 7. 22 (契約変更日) 2. 7. 22 | | ② 762, 399, 000 ③ 32, 450, 000 | 4. 45% | ②R1. 6. 25～ R2. 8. 31 | (1) 土壌汚染対策による遮水壁部分の処分土量の増加が生じた。 (2) 都道、区道舗装補修工事の仕様及び範囲の変更が必要となった。 (3) 電気温水器、ガス台追加に伴い、ガス管、給水管の変更が必要となった。 (4) プレーカー仕様、照明器具数、コンセント数の変更及び校庭スピーカーの増設が必要となった。 (5) 自主管理歩道の切下げや点字ブロック、隅切りの整備が必要となった。 |